

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第28号

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則（令和2年鴨川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

職種	時間額（任用時）	時間額（上限額）
事務補助員	1,127 円	1,155 円
結婚相談員	1,185 円	1,266 円
国際交流員	1,559 円	1,625 円
介護相談員	1,185 円	1,266 円
介護度重度化防止推進員	1,185 円	1,266 円
介護認定調査員	1,399 円	1,452 円
社会福祉士	1,399 円	1,452 円
介護福祉士	1,399 円	1,452 円
精神保健福祉士	1,399 円	1,452 円
家庭相談員	1,185 円	1,266 円
母子・父子自立支援員	1,185 円	1,266 円
用地事務員	1,399 円	1,452 円
特別支援教育支援員	1,190 円	1,301 円
学習支援員	1,190 円	1,301 円
学習指導員	1,374 円	1,487 円
主任学習指導員	1,614 円	1,711 円
I C T教育指導員	1,399 円	1,452 円
外国語指導助手	1,559 円	1,625 円
教育補助員	1,190 円	1,190 円
公民館長	1,399 円	1,452 円
図書館長	1,399 円	1,452 円
市史編さん主任委員	1,399 円	1,452 円
社会教育指導員	1,399 円	1,452 円
家庭教育指導員	1,399 円	1,452 円
保育教諭	1,260 円	1,371 円
保健師	1,654 円	1,697 円
助産師	1,654 円	1,697 円
環境監視員	1,572 円	1,572 円
巡回指導員	1,572 円	1,572 円

監視員	1,341 円	1,552 円
用務員	1,127 円	1,127 円
作業員	1,127 円	1,127 円
運転手	1,127 円	1,127 円
調理師	1,155 円	1,155 円
清掃作業員（軽作業）	1,195 円	1,195 円
清掃作業員（普通作業）	1,322 円	1,322 円
運転手（大型バス）	1,413 円	1,413 円
運転手（マイクロバス）	1,303 円	1,303 円
窓口事務員	1,165 円	1,205 円
医療事務員	1,303 円	1,378 円
国保病院経営統括支援員	1,558 円	1,572 円
介護支援専門員	1,515 円	1,530 円
訪問介護員	1,342 円	1,387 円
医師	10,000 円	10,000 円
歯科医師	10,000 円	10,000 円
栄養士	1,197 円	1,292 円
歯科衛生士	1,381 円	1,426 円
歯科助手	1,171 円	1,222 円
管理栄養士	1,397 円	1,454 円
診療放射線技師	1,687 円	1,721 円
臨床検査技師	1,687 円	1,721 円
理学療法士	1,687 円	1,721 円
作業療法士	1,687 円	1,721 円
言語聴覚士	1,687 円	1,721 円
薬剤師	1,824 円	1,836 円
薬局補助員	1,158 円	1,209 円
看護師	1,584 円	1,634 円
看護師（夜間対応）	1,771 円	1,810 円
准看護師	1,497 円	1,553 円
准看護師（夜間対応）	1,701 円	1,725 円
看護補助員	1,276 円	1,319 円
看護補助員（夜間対応）	1,582 円	1,601 円

備考 この表に定める時間額が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を当該時間額とする。

第 2 条 鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

事務補助員	1,127 円	1,155 円	を
-------	---------	---------	---

「

事務補助員	1, 140 円	1, 155 円
-------	----------	----------

」

に、

「

用務員	1, 127 円	1, 127 円
作業員	1, 127 円	1, 127 円
運転手	1, 127 円	1, 127 円

」

を

「

用務員	1, 140 円	1, 140 円
作業員	1, 140 円	1, 140 円
運転手	1, 140 円	1, 140 円

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。